

事前相談や接続検討等において、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、申込者に対して進捗状況や今後の見通し等を伝えることになっている(現行ルール)が、**再延長する場合でも都度同様の説明を行うことを明確化**

## ■ 回答予定日までに回答できない場合の説明

### 業務規程 第40条

4 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、特定発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

### 送配電等業務指針

第64条(事前相談の申込みの受付) 第70条(接続検討の申込みの受付) 第91条(同時申込み)

第102条(需要設備契約申込み) ※第100条(事前検討の申込み及び受付)もこれに準ずる

一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。